,

選挙市民審議会

第５回全体審議会議事録

日　　時　２０１７年1月２４日（火）１６：３０－１７：００
場　　所　参議院議員会館　１階　第１０１会議室
出席委員　第１部門：　片木淳（共同代表）　石川公彌子　濱野道雄（スカイプ）
　　第２部門：　只野雅人（共同代表）　太田光征　小澤隆一　桂協助
　　小林五十鈴　田中久雄　林克明（今回の議長）　山口真美
　　第３部門：　三木由希子（共同代表）　大山礼子　桔川純子
事 務 局　城倉啓　岡村千鶴子　富山達夫　星出卓也　丸井英里　吉野健太郎
傍聴市民　３名
報道関係　７名（６社）

林克明：お集まりいただきありがとうございます。では今から第５回の全体審議会を始めたいと思います。今日はこの後記者会見がありますので後二十二・三分ぐらいで全部終わらさなきゃいけないんでよろしくお願いします。

まず今日確認事項なんですけれども、まずこちらに配ってあります前回の全体審議会議事録、これを承認いただきたいと思います。これはよろしいですね。第４回の審議会議事録。じゃあこれで確定ということで。はい。

【前回議事録、承認】

それからですね。議題は今日四つあるんですけれども、一つ目が秋葉忠利委員の辞任についてなんですけれども、これについて一応決議をお願いしたいと思います。特にこれについてはよろしいですかね。秋葉さんの辞任ですね。聞こえますか。これそっち（スカイプ）に聞こえてるんですかね。

丸井英里：外にマイクは聞こえてるんですが、スカイプの声が拾いにくいということでマイクを通してみます。

林克明：ああ、そうかそうか。わかりました。

【議題①承認】

二つ目はですね、この、ようやく出ました中間答申案ですけれども、これについても決議をお願いします。何か細かいところで、今日メールで見たんですけれども、細かい文字とかで修正するところがあったらちょっとお願いします。

城倉啓：大変申し訳ございません。一所懸命校正したんですが、今日朝大山委員からご指摘いただきました。表紙をめくっていただいて「はじめに」のところの小見出しのすぐ下、１行目ですが、「昨年の 11 月 30 日」ではなくて「一昨年の 11 月 30 日」でしたので、「一」という数字を入れていただいた上でご承認いただければと思います。それ以外の修正はご

ざいません。
林克明：ないですね。はい。今の説明あったように一番上の「一昨年」。年明けてますから、「一昨年」ということで修正します。それを修正した上でご承認をお願いしたいと思うんですけれども。よろしいでしょうか。あ、太田さん、どうぞ。
太田光征：承認にあたってですね、中間答申全体を一括してなのか、それとも本文５項目に分かれてますけれども、それぞれ分かれて、分けて承認するのかどうか。私は分けて承認した方が良いと思うんですけども、どうでしょうか。
林克明：どうですかね。項目に分けてということが提案されましたけれども。それならそれで一つずつ確認やっていけば良いんじゃないですかね。５項目というと、まず、一つは最初の柱の「選挙運動・・・」、４ページぐらいにありますけれども、「選挙運動を自由に楽しく」という、その項目ですね。これだと、どこにあるのかな。じゃあ、順番にやっていきますね。提言の本文のところに関して、第１番目の項目の「選挙運動を自由に楽しく」という最初の項目について承認は、したいと思いますけども何かありますか。
太田光征：挙手とかした方が良いんじゃないですか。
林克明：一応しますかね。
太田光征：挙手をして、明確にした方が良いんじゃないでしょうかね。
林克明：それではこの最初の第１番目の項目を承認してくださる方は挙手をしていただければと思いますが。はい、ありがとうございます。じゃあ、１番目は確認しました。
片木淳：ちょっと一つ目だけど良いですか。
林克明：はい。
片木淳：あの、これ流れで事務局の方から説明がありましたけれども、事務局からもお話があったんですが、大体もう昨年の 11 月 30 日の会議の・・・
丸井英里：申し訳ありません。
片木淳：（マイクは）入ってますか。
丸井英里：スカイプだけ厳しいみたいなのでなるべくマイクの近くで・・・
城倉啓：なるべく大きい声でお願いします。
片木淳：ああそうですか。11 月 30 日の前回の会議で大筋了解ということで、後は字句修正ということで今日に至っていると理解しているんですけどね。ですから、何か違和感を、みなさんで挙手するっていうのも、感じますので、大体みなさんこれで了承という流れできておると思いますので、特に何か引っかかる点が太田委員の方にあればね、それもうちょっと一々やってるのもあれですから。他に異論がある方があれば別ですけれども、太田さんだけであれば、どこが引っかかって何をしたいのか、ちょっとそこをもうちょっと説明いただいた方が良いんじゃないでしょうかね。
太田光征：採決だけということであれば私もそれでも良いんですけれども、私特に３番目のところに反対をしておりますので、やはりその賛否の表明をしたいということがありますから、その結果を議事録にも残していただきたいと、そういう趣旨でございます。意見を言えばもちろん沢山ありますけれども、それは多分無理なんでしょうから。
林克明：だから今言ったように、そういうこともあるから一応今は１番目の採決をしまし

たけれども、あと２、３、４、５とやって一応今言ったように記録だけは残しておくという形では良いんじゃないでしょうか。どうですか。どうでしょう、みなさん。
太田光征：記録を残しておいていただけるとありがたいです。
林克明：でも一応、あと四つ一応採決だけしちゃいましょうか。
三木由希子：ちょっと良いですかね。要は、何を決めるかっていう問題で、中間報告っていうまとまりとして物事を決めたいのか、それとも個別項目について賛否を確認して、それでこの中間報告はどういうものになるのかっていうところを少し、あの、つまり反対の意見もあるけれども中間答申としては全体としては賛成多数なので通りましたっていうことを確認すれば良いっていうことですかね。
林克明：そういうことじゃないですか。全体として確認をして、その中でこの項目については反対の意見があったってことは入れておくということになると思いますけど。そうじゃないでしょうか。
三木由希子：そうすると賛否というよりも、「この部分については自分の意見と違う」という意見表明をこの場でしていただくっていうのが良いんじゃないですかね。つまり全体としてはこれで中間報告・中間答申としてまとめるんだけれども、「ここの部分は自分の考えは違うので自分はここに書かれているものと違う見解を述べておく」ということを記録に残しておいていただければ良いんじゃないですかね。
林克明：どうでしょうかね。太田さんの話でも、まずそこに関してはちゃんと自分の意見を一つ反対したということをちゃんと表明して記録に残してもらいたいっていう、それですよね。それ以外は全体としては採決するということで、それはよろしいですよね。じゃあどうでしょうかね、太田さんにひと言、太田さんの場合は、この３番目ですよね。３番目について、ちょっと時間はあまりないですけども、ひと言これには反対するという意見を言ったらどうでしょうか。その上で、全体を一括して採決という話にしたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。
太田光征：よろしいんでしょうか。そういう予定ではなかったと承知をしておりますけれども。もちろん、簡単に言わなければなりませんけれども。ものすごく端的に言えば、地方議会における無所属候補の意義づけについての議論がほとんどなされていないと。無所属候補の意義というものを軽く扱っている。そのような内容だと理解しておりますので、私は反対しております。それが最たる理由だと言っていいと思います。以上です。
林克明：はい、わかりました。今のような意見があったということは、記録に残しておきたいと思います。それでは、全体の中間答申に対して採決を採りたいと思います。採決でよろしいでしょうか。それでは、この中間答申案をこれで決めたいと思います。

【議題②承認】

　それと、三つ目に議題④の「申合せ」事項についてなんですけれども。ここに書いてあるように、2としてですね「欠席の委員は審議会に書面にて委任の意思を伝えることができる。その場合は前項の出席者数に委任した欠席委員を加える。」と。この項目を追加すると

いう提案ですが。これについて採決を採りたいと思います。これに賛成の方は挙手願います。はい、ありがとうございます。この定足数に関する項目で、これを加えるということを決めました。

【議題④承認】

最後なんですが、議題では３番目ですが、今後の選挙市民審議会について。今年もう 2017 年になりましたから、一応 12 月で終わりということになっているんですけれども。その後のことをどうするのかということも含めて、事務局の城倉さんから、これについて説明してください。

城倉啓：はい、中間答申の冊子の一番後ろのページにですね、2017 年の予定がザザッと載っておりまして。このような形でやるぞというご確認を先ほどいただいたと思います。ここにのっかっている項目につきましては、最終答申で改正提言をしていくという前提でございます。ただ、それに付け加えなどがあるかもわかりませんけれども。

問題となりますのは、今議長がおっしゃったように、皆さん方の任期が 12 月 31 日までであると。２年間の任期が終わってしまう訳ですけれども。その後ですね、この選挙市民審議会をどういうふうにするのか。つまり、やるのかやらないのかということ、やるとして、どういう形でやるのかということ。例えば、第 1 部門などでもまだ論点には挙げているけれども審議していない部分があるかもわかりません。ただし、第２部門に関しましては国政の選挙制度は、改正案が出ますから第２部門は終わってしまうということが予定されております。第３部門に関しましては関連法制ですので、際限がございません。この辺りが問題意識としてあって、どのように運んでいくのかを、12 月に共同代表者会議があった時にですね、委員の方々からご意見を伺って、そして今後の運びにしていこうと。もちろん、今年の終わりぐらいですか、11 月 12 月にも、次期選挙市民審議会について話し合いますけれども。予備的段階として、今日の機会にご意見を聴取できればと思っております。以上です。

林克明：どうでしょうか。この 12 月を越えた後のことですよね。どうしていくかと。本当に今説明あったように、部門によっては、一応結論が出て終わりって感じになると思うんですけど、１も色々大変ですけど、特に３がいっぱい細かなこととか出てきそうな感じがするんですが、今後どうするのかということでご意見いただければと思います。

田中久雄：田中ですけれども。今の議論の前にですね、太田委員の中間答申の特に第３項目についてですね、異論があったということで。それを、今回は僕も中間答申という段階ですから、議事録にとどめるだけでよろしいかと思うんですけども。これ最終答申の時には、異論があるんだということをね、最終答申の中にコメントとして或いは付言かも知れませんけれども、何か入れておく必要があるのではないかなと。今回の中間答申であっても、かなり項目１の場合ですと、結論がほぼ決まっていて、この通り最終答申も内容としてはそんなに変わらないものになると思うんですよね。そういうものもありますし。我々

がやっている第４項目の関係は、これから議論が本格化するような項目もありますけれども。一応最終答申になると、中間答申でほぼ結論が決まったことも含めた形で全体の最終答申になると思うんですよね。その時に、特に３番目の太田委員が異論があったようなところをね、やはり全会一致であれば今回の中間答申的な内容でいいかと思いますけれども。個々の委員で異論があるとか、別の考え方があるというものは、何か最終答申の中に含めた形にしておく必要があるのではないかなと。今回の中間答申の段階でも、もっと本当は太田委員みたいな意見があればね、それを書き込む方が僕は良かったんではないかなと思うんですけれども。もうすでに今日出されるということですから、今回は議事録にとどめておくということにしておいていただいて。最終答申の段階で、どうしても最終答申の結論に対して異論があるということがあれば、仮に一人であってもですね、それを中に書き込んでおくということは必要ではないかというふうに思います。以上です。

林克明：では今の異論が出た場合、最終的な答申を出す時に、そういった異論をしっかり記録に書いておくということが出されました。それについてはまた答申を出す段階になったら再度ちゃんと話して決めた方が良いと思いますので、その先に委ねたいなと思います。

今後の市民審議会をどうするか、ということですけれども、今のわずかな時間で結論は出ませんけれども一言だけ何か、例えば各部門の代表者に今の時点ではどういう感じか意見だけでも行ってもらえればなと思うんですけれど、どうでしょうか。

片木淳：じゃあ私から申し上げます。最終答申では、今回中間答申でかなりの部分をこなしましたので。まあまだ残っているものあります。選挙運動期間や選挙運動規制そのものについてですね。文書図画の問題が中心になると思いますけれども。この撤廃論をまとめていかなければならないと思いますし、それに関連して選挙運動期間、これ今回の中間答申の中でも方向性だけは書いてありますけれども、その問題をきちんと最後まで結論を出さないといけない。それに関連してですね、選挙公営が絡んできますので、それにまた絡んで政治資金と言いますか、政治を行う場合の様々な経費的な問題についても少し議論する必要があるんではないかと思っていますので、１年間あまり時間がないので、早速今回と同じように結論を出すために委員の皆さんと良い議論をしていきたいと思っております。今の論点に出されている問題ですけれども、一昨年の発足の時に皆さんもご記憶あるかと思いますけれども、本当はもう少し長いスパンで考えていたのを、それじゃあ世間の期待に応えられないだろうと、長くてもとりあえず２年間だろうということで、それで更に中間答申も急いでやるということで、１年ちょっと遅れましたけれども今回に至ってるわけです。したがって、当初はじっくりやるという感じがありましたよね。それを２年でやろうということでとりあえず出そうということにしたわけですが、１部門の関係で言えば、おそらく１年やってもまだ我々に関する問題は若干残るんでないだろうかという感じが今の時点ではしますが、やってみないと分かりません。なるべく残らないようにやりたいと思いますけれども。したがいまして２部門３部門それぞれ他にあると思いますけれども、やってみてですね、当初からそういうことで諸課題について長いスパンで考えていくんだ

という前提で出発していますから、それを前提にしてですね、まあしかしどうなるかはそれぞれの部門でやってみて、課題が残れば引き続きやっていくというのが自然の流れじゃないでしょうかね。もうここでやめますというのは出発の時点の私たちの考え方から考えると、あるいは世間の期待があるかどうか知りませんがある程度あるでしょうから、それに応えていくというのも我々の責務だと考えると、そう簡単にやめてしまうわけにはいかない、もちろんメンバーの交代のようなことはあり得るとは思いますけれども。ちょっと長くなりましたけれども私の方からは以上です。

只野雅人：第２部門はですね、先ほどもありましたように衆参の選挙制度のグラウンドデザインをどうするかというかなり大きな問題を扱っています。とりあえず１年で結論を出さなければいけないと思っているんですけど、選択にあたって前提として考えるべき要素がかなり複雑にたくさんあるわけですね。それから他方で大きな方向では合意ができるかもしれませんけれども具体的に方向の中でいろんな選択肢が出てくると思います。部門としての結論は期限もありますから１年で出すということになると思うんですけれども、その先どうするかというのは、その中で尚積み残した課題があるどうか、ということとの兼ね合いで方向が決まってくるように思うんですね。現時点でとりあえず問題点の洗い出しだけは済んでいますけれども、とりあえず１年議論してみたところで考えてみたいと思います。今のところこういう形で今後進めていきます、という方向性は出しにくいように思いますが、おそらく検討すべき課題はいろいろ起こるかなという感触は持っています。

三木由希子：第３部門は特に第１部門、第２部門と違って、具体的な課題が設定されているというよりは関連制度ということなので、さきほどありました通り色々なテーマがあるということではあると思うんです。ただ、どこまでやるかとか何をするかということ次第で、例えばどういう人が関わるべきかということが変わってくる、そういう性質の部門かなと思っていますので、継続するかどうかというのは、一応第３部門としては今回テーマに挙げているものはこの１年で何とかまとめていきたいと思っていますけれども、そこから先やるかどうかというのは、むしろこの審議会として関連制度として何をやるかということをちゃんと議論したうえで継続については検討した方が良いのではないか、というのが第３部門の他の方がどう考えているのかというのは全く聞いていませんけれども、私なりの理解です。ですから第３部門に関しては、継続するかしないかということはもう少しとりプロも含めて何をしたいのかということを確認した上で検討するということと、第３部門の中でこういうものもやった方が良いのではないか、あるいはやるべきではないかという意見があればそれを受けて検討するということになるかなと思っています。

林克明：ありがとうございます。今の発言にあったように、まだ議論とかも約１年過ぎたので、その中で決めていくことになるかと思います。今日の議題はこれで採択されたということで終了したいと思います。

【議題③継続審議】